

議案第十二号

杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条の規定に基づき、学校教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外の者をいう。

(教職調整額の支給等)

第三条 職員のうちその属する職務の級が一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項に規定する者のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額額の百分の四に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。

3 教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

4 職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号。以下「給与条例」という。）第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける者を除く。以下同じ。）については、給与条例第二十二条及び第二十三条の規定は、適用しない。（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

- 一 給与条例（第十六条、第二十六条、第二十九条及び第三十二条の規定に限る。）
- 二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）

（職員の超過勤務及び休日勤務）

第五条 職員については、原則として、超過勤務（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第十条に規定する勤務をいう。次項において同じ。）及び休日勤務（勤務時間条例第十三条及び第十四条の規定による休日並びに勤務時間条例第十五条第一項の規定により指定された代休日における勤務をいう。次項において同じ。）はさせないものとする。

2 職員に対し超過勤務及び休日勤務をさせる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 学校行事に関する業務
- 二 職員会議に関する業務
- 三 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

区が学校教育職員を採用することに伴い、当該職員の給与等に関する特別措置を定める必要がある。